

取 扱 基 準

名 称	新規就農者経営開始資金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、経営が不安定な就農直後3年以内の所得を確保する資金を交付する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	補助実績 4人 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	新規独立・自営就農者の経営開始直後の経営安定化を図るための資金
補助額 及びその算定方法 又は補助率	経営開始1～3年目 165万円/年 ※交付停止要件有 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和6年4月1日
評価の時期	令和8年9月30日
終 期	令和9年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。 〔媒体〕
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電 話：025-226-1768 (直通) e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp